

## 令和6年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

令和6年9月10日(火曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第40号議案から第47号議案まで及び報第6号から報第8号まで

質疑

委員会付託

〔ただし、第45号議案から第47号議案まで及び報第6号から報第8号までを除く。〕

日程第2 決算審査特別委員会の設置及び委員選任

委員会付託

〔第45号議案から第47号議案まで〕

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（16名）

1 番	野 崎	良	
2 番	在 永	恵	
3 番	於 久	弘 治	
4 番	毛 利	洋 子	
5 番	中 尾	勉	
6 番	井ノ口	憲 治	
7 番	阿 部	輝 之	
8 番	土 谷	信 也	
9 番	成 重	博 文	
10 番	松 本	博 彰	
11 番	河 野	徳 久	
12 番	安 東	正 洋	
13 番	北 崎	安 行	
14 番	河 野	正 春	
15 番	菅	健 雄	
16 番	大 石	忠 昭	

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 塚 栄 彦
次長兼議事係長	近 藤 浩 二
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
主 幹	清 水 栄 二

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	安 田 祐 一
市参事兼総務課長	飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長	丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長	田 染 定 利
市参事兼商工観光課長	河 野 真 一
市参事兼消防長	友 久 優
財 政 課 長	伊 藤 昭 弘
地域活力創造課長	小 野 政 文
税 務 課 長	瀬 々 信 吉
市民課長	黒 田 敏 信
保 険 年 金 課 長	佐々木 真 治
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	近 藤 直 樹
人権啓発・部落差別解消推進課長	

	後 藤 史 明
環 境 課 長	塩 崎 康 弘
農 業 振 興 課 長	川 口 達 也
耕 地 林 業 課 長	阿 部 博 幸
農 業 地 域 支 援 室 長	首 藤 賢 司
建 設 課 長	馬 場 政 年
都 市 建 築 課 長	近 藤 保 博
上 下 水 道 課 長	遠 江 正 美
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	
	船 木 靖 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 田 英 彦
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	
	藤 重 深 雪
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 中 良 久
教 育 委 員 会	
教 育 長	河 野 潔
教 育 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長	
	植 田 克 己
文 化 財 室 長	河 野 典 之
学 校 教 育 課 長	河 野 政 文
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 規 係 長	
	矢 野 裕 治
主 幹 兼 秘 書 係 長	齋 藤 恭 子

○議長（安東正洋君） 皆さん、おはようございます。

9月10日

これより本日の会議を開きます。

市長、佐々木敏夫君から資料配付の申出がありましたので、議長においてこれを許可し、事前に配付いたしておりますので、ご了承願います。

ここで、市長より発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長、佐々木敏夫君。

**○市長（佐々木敏夫君）** このたび、私どもの市職員が市外在住の一般人と共謀し、麻薬を所持した疑いで起訴されたことが判明いたしました。起訴されたことについて厳粛に受け止めております。起訴された内容が事実であれば、大変遺憾に思うところでございます。

今後、法廷で事実確認がされると伺っております。私どもも、市といたしましても、先月下旬、本人から報告を受け、取り急ぎ起訴を理由に休職発令をいたしたところでございます。

今後の判決結果等を見極め、必要に応じ、しかるべき処分をするよう準備をしているところでございます。

今回の報道を受け、議員をはじめ、市民の皆様にご心配をおかけしているところでございます。

まずは、現在の状況について、ご報告させていただきました。

**○議長（安東正洋君）** 日程第1、第40号議案から第47号議案まで及び報第6号から報第8号までを一括議題といたします。

このうち、第45号議案から第47号議案までにつきましては、先例により、後ほど設置を予定しております決算審査特別委員会で質疑を行うことといたします。

この際、議員各位にお知らせをいたします。

質疑及び質問に関連して、3番、於久弘治君及び16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元に配付のとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

今日は議案質疑ですので、市長から今回の議会に提案されております4議案と2報告について、17点の質疑をいたします。制限時間が1時間ありますので、なるべく市民に分かりやすい言葉で簡単に答

弁をしていただきたいと思います。

最初は、第40号議案、一般会計の補正予算案について、8点質疑いたします。

総額で約5,500万円ですので、大きい事業がないんですけども、市民の皆さんにですね、佐々木市長は今、補正予算でこういう事業をやるんだと、それは市民にとってこういうことなんだと、そのことが分かっていたら、質疑してもやりがいがあると思うので、簡単に質疑いたします。

1つは、田染や東都甲に続いて、今回は草地、呉崎地区に対しても、里のくらし楽々安心支援事業を実施をするという予算が提案されておりますが、これについての草地、呉崎の皆さんがどういう恩恵を受けることになるんだという説明。

それから2つ目は、高田中央病院に病児保育がもう早くからありましたけれども、やっぱり利用者が多いということで、今回は施設の規模を拡大しようということですが、それに対する補助金なんですけれども、資料をもらいまして、私は見れば分かるんですけども、市民の皆さんにも、今回補修工事をやることによって、病児保育の受入体制が拡充するんだということで説明をしてもらいたいと思います。

それで3番目は、畑地化促進事業です。やはり農家ですね、所得向上のために、水田から畑地化をして、所得の高い農作物を推進しようということで、今回は2つの土地改良区について事業をやられて、地元、いわゆる受益者負担をなしにしようという形で予算が出されておりますので、その説明。

それから4つ目は、シイタケ生産者の新規参入者に対して支援をしようと、これも度々県の事業でありまして、実施をされておりますが、今回の補正ではこういうことなんですと、また新たにこれからもシイタケを栽培をしてもらいたい、こういう補助金があるよということですね、市民の皆さんがご理解していただいたらありがたいと思います。

それから5番目は、昭和の町魅力持続化事業について。

それから6番目が、観光振興事業について。

7番目が、戦略的観光情報・魅力発信事業について。

それから8番目は、やっぱりこれも観光客の誘客運動の地域活性化事業ですが、この事業内容についてね、これだけ予算を組んで、こういう新たな補正予算で事業をするということを市民に分かりやすく説明してもらいたいと思います。

以上です。

**○議長（安東正洋君）** 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

**○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）** それでは、第40号議案のうち、里のくらし楽々安心支援事業についてのご質疑にお答えをいたします。

本事業は、市内2か所の社会福祉法人が、法人の地域貢献事業の一環といたしまして、買物困難世帯に対し、個別訪問による買物代行を行うものでございまして、今回、補正予算に上げさせていただいているものは、このサービス地区の拡大に伴い必要となる経費の一部を補助するものでございます。

本事業の対象地区といたしましては、平成27年に田染地区及び東都甲地区からスタートし、その後、地域のニーズや運営する社会福祉法人の稼働能力に応じて、香々地地区、それから河内地区、西都甲地区、そして真玉地区へと順次拡大が行われてきたところでございます。

今回、新たに対象とする呉崎地区、草地地区につきましては、令和元年から令和5年度の間、市が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として独自に実施した緊急対応の買物支援事業について、緊急対応終了後においても引き続き利用したいとの声が上がったことや、真玉、都甲地区に隣接する集落にお住まいの方などから、サービスの利用の希望が複数寄せられていたことなどから、運営主体であります社会福祉法人と協議を行い、取組を開始するに至ったところでございます。

具体的には、当初は週1回の配達を行うこととし、新たに対象となる地区には、チラシの配布やケーブルテレビなどにより周知を行い、準備が整い次第、順次支援を開始できるよう進めてまいりたいと考えております。

支援の内容でございますけれども、対象地区にお住まいで、買物にお困りの方であれば、どなたでもご利用がいただけます。利用を希望される方は、まず運営する法人へ事前の登録をいただきます。その後、配達日の前日までに、法人と電話、ファックスなどで必要な物品等を打ち合わせていただき、配達日に配送をさせていただいた際、代金と引換えに商品をお渡しするという仕組みでございます。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 子育て支援課長、水江和徳君。

**○子育て支援課長（水江和徳君）** それでは、第40

号議案のうち、病児保育施設整備事業費についてお答えします。

病児保育につきましては、お子さんが病気の時、保護者の仕事の都合などで、やむを得ず家庭での保育ができない場合に、一時的に預かる制度でございまして、市内では高田中央病院の小児科に併設されております病児保育室なないろが唯一の受入施設となっております。

近年、このなないろの利用者が多くなっていることに加え、これまで季節ごとにはやっていた感染症が季節を問わず発生してくる傾向にあることから、同時期に複数種類の感染症発生に対応するため、保育室を拡大するとともに、隔離室を2部屋増やすといった改修を行うものでございます。

この事業につきましては、国と大分県の補助制度を活用しまして、補助対象事業費の90%に当たる4,050万円を補助するものでございます。

財源内訳につきましては、国、大分県、本市で3分の1ずつの負担で、それぞれ1,350万円であります。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 農業振興課長、川口達也君。

**○農業振興課長（川口達也君）** それでは、第40号議案のうち、畑地化促進事業費についてお答えします。

本事業は、国が水田の畑地化を推進する中、農業者の畑地利用への円滑な移行と生産安定に向けた費用を支援する事業です。

今回の補正についてですが、水田を畑地化する際、土地改良区が管理する水利の利用が不要となり、その水利を管理する改良区の受益地から除外される場合も生じてきます。

通常、改良区の水田においては、水利設備の維持管理のための賦課金を支払っておりますが、受益地から除外されれば、賦課金を支払う必要がなくなります。

ただし、こうした農地除外においては、土地改良法により除外対象農地の農業者が、後年度も支払うべき水利の維持管理負担相当額を改良区は決済金という形で一括して支払うよう定められています。

本事業では、この決済金相当額を国が農業者に代わり、土地改良区決済金等支援金として改良区へ全額を交付し、農業者の負担軽減と畑作への移行を促すものであります。

各改良区の協議等において、本年度につきましては2件、地区除外水田面積は11万5,380平米となり、

9月10日

土地改良区決済金等支援金が564万5,000円に確定したため、当初予算計上分に対し不足する372万円を補正するものです。

以上です。

○議長(安東正洋君) 耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長(阿部博幸君) それでは、第40号議案のうち、しいたけ生産新規参入支援事業についてのご質疑にお答えします。

本事業は、年齢65歳未満で、栽培年数が2年未満の新規参入者の方が、当該年度に3万駒以上を植菌し、4年後までに10万駒以上の植菌を行うことを条件に、ほだ木造成経費を支援するものでございます。

今回の補正は、ほだ木1,500本に対し、1本当たり300円の補助を行い、45万円の事業費となります。

事業費45万円に対し、県補助金は3分の1の15万円、市補助金も3分の1の15万円、計30万円を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長(安東正洋君) 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長(河野真一君) それでは、第40号議案、令和6年度豊後高田市一般会計補正予算についてのご質疑のうち、商工観光課が所管する事業についてお答えいたします。

まず、昭和の町魅力持続化事業費についてでございますが、本事業は、昭和の町のコンセプトに沿って、豊後高田商工会議所がコーディネートする店舗等の修景事業などに対して、市が支援するものでございます。

昭和の町の建物は、そのほとんどが木造家屋であり、老朽化が進んでおりまして、町並みをいかにして後世に残すかが喫緊の課題となっております。

この対策といたしまして、通りに面した店舗等が経年劣化により、壁や屋根などの補修が必要となった場合、建物を保全するための長寿命化対策の実施に対して、補助率3分の2で200万円を上限とする支援メニューを令和4年度から追加したところでございます。

今回は、老朽化により、雨漏りや一部損壊が発生している新町1丁目商店街の旧共同野村銀行であるホテル清照別館の外壁の改修に対する支援を行うものでございます。

当該建物は一見、れんが造りに見えますが、木造であり、国登録有形文化財にも登録されております。入館無料で、昭和時代の貨幣、紙幣などを展示し、

多くの観光客が訪れております。

事業費につきましては200万円でございます。

次に、観光振興事業費300万円についてでございますが、豊後高田市とお隣の国東市では、平成26年に大分県の主導の下、国東半島芸術祭が開催され、また、令和元年から令和3年には国東半島カルチャーツーリズム推進事業が開催されました。さらにその間にも、アートという新たな魅力を地域に根づかせるため、本市独自で花とアートの岬づくりプロジェクトを実施するなど、両市には数多くの現代アート作品が点在しております。

来年は、大阪で開催されます万国博覧会と併せまして、瀬戸内海国際芸術祭2025が開催されることから、国内外から多くの観光客が訪れることが予想されます。このまたとない機会を逃すことなく、本市と国東市にある貴重な地域資源でもある現代アート作品を有効活用して誘客促進を図るため、本市及び国東市が連携し、両市に点在する現代アート作品を始め、国東半島に関係する様々な芸術文化の振興と、それらの魅力を最大限に活用した国東半島芸術文化祭2025——仮称でございますが、を令和7年度に開催するものでございます。これによりまして、両市の観光振興と地域経済の活性化を目指すものでございます。

本年6月28日、本市と国東市と関係団体で組織いたします国東半島芸術文化祭2025実行委員会を立ち上げ、7月19日に両市長による大分県知事への協力要請も行ったところでございます。今年度は、次年度開催に向けて、実施内容の企画調整、PR業務等の事業を行うこととしております。

次に、戦略的観光情報・魅力発信事業費100万円についてでございますが、これまで全国多くの自治体が我がまちをPRするため、ご当地キャラクター、いわゆる、ゆるキャラを制作し、PR活動を行ってきております。

本市におきましても、平成28年度に商工会議所青年部が中心となりまして、市内の子どもたちから募集した結果、ふるさとキャラクター、ラッピーが誕生し、これまで数多くのイベントやメディア等に出演し、PR活動を行ってまいりました。現在、全国的にこのふるさとキャラクターはあまり話題となっておらず、そのインパクトも薄れてきています。

そこで、あえてこのタイミングで、本市の特徴を生かした新たなふるさとキャラクターデザインを全国から公募することにより、本市の魅力を広く発信

する大きな契機としたいと考えております。

本年度につきましては、まずは新たなふるさとキャラクターのイメージデザインを全国公募し、キャラクターデザインの決定・調整等を行うこととしております。なお、新たなふるさとキャラクターのコンセプト、テーマは特に限定せず、本市のイメージに合致したデザインを自由に広く公募したいと考えております。

次に、「恋人の聖地」観光誘客連携による地域活性化事業費150万円についてでございますが、本市の主要観光地であります昭和の町から長崎鼻までを結ぶ恋叶ロードは、全国の観光地の中からプロポーズにふさわしいロマンティックなスポットとして、恋人の聖地に選定されております。令和3年度より同じく恋人の聖地に選定されている観光地を有する全国18の自治体と連携いたしまして、国の地方創生交付金を活用した誘客連携事業に取り組んでおります。

本連携事業については、インバウンド誘客を進めておりますが、現在、本市についてもコロナ明けで急速に高まるインバウンド需要を取り込むための受入環境整備が喫緊の課題となっております。

これまでインバウンド受入環境整備として、主要観光地にスマートフォン対応の4か国語に対応した多言語音声ガイド機能を整備しておりますが、告知看板が小さく分かりにくいというご指摘もありましたので、外国人観光客の方にも視認されやすいような案内看板を設置したいと思っております。

また、併せまして、現在観光サイトで閲覧できる電子パンフレットの整備を進めておりますが、昨年度整備いたしました英語版に加え、今回、インバウンド需要の高い韓国版と繁体字版を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、20分かかっておりますんでね。今の8項目の質疑で、さて時間配分からいったら3点はしたいと思っておりますんでね。

最初の里のくらし楽々安心支援事業についてですが、先ほどの説明があったとおりなんで、私は理解しているんですけども、要望事項としてね、今まで田染地区や東都甲から始まったんですけども、1週間1回でいいのかと。今、移動販売車が少なくなつたし、もうなかなか高齢者で一人暮らしや二人暮らしでも、足がなくてなかなか買物に行けないと、1週間2回という要望はないのかね。これ、今年度か

らやれと言うんじゃないんで、将来的には検討課題になるのかどうか聞きます。要望に応じていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、大石議員の再質疑にお答えをいたします。

現在、実施をいたしております都甲、香々地地区につきましては、週2回、火曜・木曜日の配達となっております。加えて、田染、河内、真玉につきましても、水曜と金曜日の2回となっております。

今回、拡大につきましても、当初1回を予定しておりますが、今後、事業所の稼働能力等、それからご利用者の状況等を踏まえて、2回の拡大の検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次行きます。次は、畑地化促進事業についてですが、今回水田から畑地にすることによって、どういう作物に転換をしようという計画なのか、それによってですね、水田よりは農家所得がこういう形で向上するんだと、事業効果について市民に示してもらいたいと思っております。

○議長（安東正洋君） 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） 畑地化後の作物ということだと思いますけれども、この畑地化事業において、特定の作物を取り組んでいくということなどはございませんが、主に畑作物としては、麦、大豆、ソバ、それから、高収益的な作物としては野菜関係、例えば、ネギとかイチゴとか、それから大麦若葉、ケース・バイ・ケースですけども、果樹、ブドウ、キウイ等々が考えられると思っております。

具体的に何をどう進めていくというのは、もちろん農業者の方の経営判断等もありますので、具体的に事業効果という数字は、特に把握はしておりません。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あとは5項目めのもので、旧共同野村銀行の改築問題ですが、今、説明で200万円の補助金の限度額があるということで、計算してみましたらね、事業費が4,846万円ですので、そのうち200万円というのは、補助率が非常に少なくなると思うだけとね、もう上限を200万円と決めたというのは、今までの何か要綱が、こういう建物の場合

9月10日

こうというようなものがあるのでしょうか。

私も、文化財についてかなり今まで勉強してきましたけどね、旧共同野村銀行というのは、文化財の本にも紹介されているように、木造建築でね、あの横にあったものも非常に価値観があった。横のものは壊されましたけどね、注目されているんですよ。

それで、やはり今回補修をすることによって、今後、文化財として生かしてもらったらなと思いますんでね、このもう上限200万円しかないのかね、本当に3分の2補助で、全額出せないか、もう1回検討してもらえんかという質疑です。

**○議長（安東正洋君）** 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

**○市参事兼商工観光課長（河野真一君）** それでは、昭和の町魅力持続化事業費の再質疑にお答えいたします。

今回のですね、旧共同野村銀行（ホテル清照別館）の工事費につきましては、内訳を申し上げますと、改修工事の設計管理業務委託費が57万円、改修工事費が427万6,000円の合計484万6,000円となっております。

ですんで、外見と入口がちょっと朽ちてますので、そういった最小限度の補修を行うということですので、上限が200万円ということで、3分の2にはなりません、かなりの助成にはなろうと思っております。

で、この上限200万円の根拠ですが、やはり昭和の町は先ほど言いましたように、老朽化の進んだ建物が多々ございます。今のところこの事業を適用したのは、令和4年度に1件あるのみで、それほどまだ数は多くはないんですが、やはり町並みに面した建物を維持するため、数多くの申請が上がってくることも予想されますので、やはり財源の問題もありますので、この過去の例からして、一応現在、200万円を上限というふうに定めさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** 大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 予算案についてもう1点、6点目のところで質疑したいと思うんです。

これは説明があったように、国東半島芸術文化祭を来年やると。それで、本市と国東が300万円ずつ負担をして、その金額はいわゆるどういう事業をするのか、その企画。それから今度は、PRの委託料に550万円使うということなんですけどね、私の記憶では、もう数年前に国東半島芸術祭を大々的にやりま

したわね。大きな予算でやったと思うんです。

それとの関係で、ちょっと私は国東半島の芸術文化祭というならば、ただ本市と国東だけと、杵築が入らないというのはなぜなんだろうかと、それ何か根拠があるのかね。

それから、いわゆる準備段階で600万円の事業なんだけれども、実際に来年度の、今から比較したら総額でどれくらいの規模の事業になるのかね。財源的にも国や県の補助金があるので、市の持ち出しはそう大したことないと思うのか、私は分からないんですね。事業効果についてどう見るのかですね。

前の時は、社会教育活動的な文化祭だったと思うんです。今度は観光課が担当しておるからね。ちょっとその辺が、観光の効果などもあったらですね、市民に示されるものがあつたら示してもらいたいと思います。

**○議長（安東正洋君）** 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

**○市参事兼商工観光課長（河野真一君）** それでは、観光振興事業費につきましての再質疑にお答えいたします。

今回の国東半島芸術文化祭という先ほど説明した内容についてでございますが、きっかけはですね、やっぱり過去の国東半島芸術祭で、両市に非常に多くの現代アートが蓄積されていると。それと、来年やはり大阪万博、そしてそのお隣り周辺で瀬戸内海国際芸術祭が併せて開催されるということで、世界に向けて、国内外に向けてですね、情報発信するのに非常にいいタイミングではないかということで、今回は国東市のほうからお声がありまして、ぜひ、非常にアートがある豊後高田市さんと一緒に連携してやりませんかということで、2市の連携ということになった次第でございます。

来年度の事業についてでございますが、この事業は、国東市と今後どういったものをするかということを決めてまいる次第でありまして、現時点では、来年どのようにするのかは決まっております。

ただ、過去のように、潤沢な補助金とか財源等の、今のところはあまり大規模にする予定はございませんで、新規にアートをたくさん作るのか否かは決まっておりますが、できるだけ今あるアート作品を活用して、誘客効果の高い誘客促進事業をしたいというコンセプトでありますので、具体的内容につきましては、本年度のこの補正予算の事業を使って、また委託業者を公募して、そういったこと協議しな

から詰めてまいりたいというような状況でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） じゃあ、次の第41号議案に移ります。

これは、75歳以上の高齢者の医療保険を扱う広域連合の規約の変更なんですけれども、ごく簡単ですね、今回の議案の説明をしてもらいたいと思います。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 第41号議案、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関するご質疑にお答えします。

ご案内のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、大分県では、大分県後期高齢者医療広域連合が運営を行っておりますが、広域連合の規約の中で、関係市町村において行う事務が規定されているところでございます。

今回の規約の変更につきましては、国におけるマイナンバー関連法の一部改正による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合の規約について一部変更が生じることにより、協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議決を求めるとでございます。

変更の内容といたしましては、現行規約の別表第1の中で、関係市町村において行う事務とされております被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付につきまして、本年12月2日以降の被保険者証の廃止に伴い、マイナンバーカードに保険証利用の登録をしていない被保険者につきましては、資格確認書を交付することとなりましたことから、これを資格確認書等の引渡し及び返還の受付に変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） この規約の改定は、別表の第1の中で資格確認書等となっているんですね。この等のところ、今までは等という言葉がないんですよ。この等のところはどのように理解したらいいでしょうか。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 再質疑のほうにお答えいたします。

規約の中の資格確認書の等のところでございますけれども、今回の制度改正によりまして、資格確認書とともに、従来の資格証明書に代わる療養給付費の関係のですね、証明もございますので、そういったものも含めまして等というふうに行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 等のところをもう少し明確に、もう決まっているんじゃないですかね。それをなぜそのままの言葉をうたえないかと。ちょっと私、今、資料を持ってきてないから、してないんだけどね。規約を今から協議するわけなんだから、等なんということではなくて、何々なんだというようにすべきと思うんだけど、今のお話聞いたら、まだいろいろあるように聞こえるんですけども、今、分かっているのはどういう文書なんだということを市民に知らせてもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 再々質疑にお答えいたします。

今回の広域連合の規約改正につきましては、18市町村の議会のほうで審議——同じように議決を求められるものでございますけれども、この同じ内容のですね、規約改正をさせていただくような形になっていきますので、ご理解いただけたらと思います。よろしくお祈りします。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、等というところについてね、明確にこういう文書だというのはないんですか。

○議長（安東正洋君） 再々質疑でございますが、あるかないかだけで言ってください。

保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 広域連合のほうからはですね、特段これは何だということはありませんが、先ほど申し上げたように、特別療養費に関する資格確認書、それから資格情報のお知らせ等のですね、そういったものがございますというふうにはお伺いしております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 最終日の討論の中で明らかに私はします。

次は、第42号議案の小中学校のタブレット端末の購入でですね、490台を購入するという議決を求める議題なんですが、これについてですね、時間の関係もありますけれども、具体的に質疑してもいいけども、とにかくこういうことなんだということをちょっと簡単に答弁してもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 教育総務課長兼地域総務一課長、植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、第42号議案、小中学校教育用タブレット端末更新についてのご質疑にお答えします。

まず、令和2年度から始まりましたGIGAスクール構想に基づき、本市が保有しています教育用タブレット端末につきましては、児童生徒用、教職員用合わせて現在1,740台ございます。

そのうち、GIGAスクール構想に先立ち、子ども市議会の要望を受け、本市独自で平成29年度から導入いたしましたタブレット端末が導入から8年を経過し、サポート期間も終了することから、今回更新を行うものでございます。

更新に当たりましては、取得金額が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） ちょっとよく聞き取れなかったんですけどね、端的に言いますと、このタブレットというのはどれぐらいの耐用年数があってですね、今年度から更新が始まるんですけども、実際の更新をする小中学校のタブレットの数というのは千七百何ぼということで、今回は490台だったかね、やるということなんですかね。

その辺でね、今回は490台なんだけれども、あと3年間でやるのか2年間でやるのかね、その辺が、これが一つです、その問題。

それからね、私の記憶ではね、この問題も佐々木市長が非常に立派と思うんですよ。それは子ども議会をね、佐々木市長は県議会議長の時にもね、県で子ども議会を開いたけれども、今度市長になっても、小学生を対象にしてですね、開いて、その中で出されたね、その児童の声を取り上げて早速タブレットを購入しましたわね。今、もうその分の一部かなんか分からないんですけど、実際に小中学校のタブレットをこれぐらい要るんで、更新が要るんだけども、

今年が490台なんだ、あと何ぼ、こういう説明してもらいたいと思うんですね。

もう一つはね、単価の問題なんですよ。今回の3,130万円について490で割りましたらね、1台当たりが6万1,490円になると思うんですね。この単価についても、市内の業者じゃなくて大分の業者になっておるんだけど、県でまとめてその入札をして、全県的なんで、一緒にやるんで安くなっているかどうか知らないんですけども、どういう形で大分の業者になって、これぐらいの単価になったかね。やっぱりこの豊後高田市の負担も、やっぱりなるべくはね、軽減ができたほうが市の財政に貢献することになると思うんですけども、これがぎりぎりだったらどうかというのが関心事ですんでね、説明してもらったと思います。

○議長（安東正洋君） 教育総務課長兼地域総務一課長、植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

現在ございます1,740台のうち、今回は490台の更新を考えております。その後ですね、その他のタブレットにつきましては、令和2年度に導入をしております。

今後また買換えが必要になる時期が来ようかと思いますが、そういった場合は単年度で一括購入するのではなく、計画的な購入をしていきたいと、そういうふうに思っております。

次に、入札の関係でございますが、今回、補助要件としまして、大分県が設置する共同調達会議に参加する必要があるとございます。そのため、更新に当たりましては、原則、県全体での一般競争入札で共同調達を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 共同入札で、もう単価としては、もうこれよりも安くすることはできないと、これでもう全県的に納得したということですか。全県的とはどれぐらいのものなんですかね。豊後高田市と、何市ぐらいあるんですかね。

○議長（安東正洋君） 教育総務課長兼地域総務一課長、植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） 大石議員の再々質疑にお答えします。

今回、県下で更新を予定しているのは、豊後高田市、大分市、杵築市の3市でございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと18分ですけど、全部質疑をしたいので、なるべく簡単に答えてください。

第44号議案の国保条例の改定についてですね、マイナ保険証との関係なんですけども、どういうことなんだと一言で市民に分かるように答えてください。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 第44号議案、豊後高田市国民健康保険条例の一部改正に関するご質疑にお答えします。

今回の改正につきましては、国において令和5年6月9日に公布されましたマイナンバー関連法の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴いまして、国民健康保険法が改正されましたことから、本市の条例につきましても一部改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、第8条において、滞納などの理由により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合には、過料を課す旨が規定されておりますが、被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法において過料を課す場合の要件でありました被保険者証の返還に応じない場合の規定が削除されましたことから、この法律を引用している本条例につきましても同様に、規定から削除するものでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次はですね、報第6号ですね。

水道料金の債権放棄についてですが、今回は4名の方で14件で、1万5,830円が報告されておるんですけども、この債権放棄に至るまでの経過、簡単にですね、こういうことになってやむを得ないんだという報告をしてもらいたいと思います。

○議長（安東正洋君） 上下水道課長、遠江正美君。

○上下水道課長（遠江正美君） 報第6号、水道料金の債権放棄のご質疑についてお答えいたします。

本市が管理する債権には、強制徴収債権と非強制徴収債権があり、水道料金は契約等司法上の原因に基づいて発生する債権であり、非強制徴収債権となります。非強制徴収債権は、債権放棄の手續を完了した後、不納欠損処分を行うことになっております。

今回の債権放棄は、平成30年度の水道料金のうち、

4名分の1万5,830円についてであります。

理由につきましては、本人死亡後に相続人がいない方が1名、転出後において連絡が取れなくなった方が3名ございます。

この間、できる限りの徴収に向けて、督促等を実施したところでございますが、回収が困難となったため、豊後高田市債権管理条例に基づき債権を放棄したものです。

なお、平成30年度の調定額が2億2,864万5,580円ですので、今回の1万5,830円は全体の0.007%となります。

今後も水道料金の徴収につきましては努力いたしますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あとは報第7号についてです。

これは、法律が変わりまして、財政健全化に関する法律に基づいて、健全化判断の比率について、議会にも報告をする、市民にも公表するということになりまして、私の理解では、前の法律との違いでは、早く、財政が悪化した場合には早くですね、対策を練ると、今後こうするという形ですね、やっぱり議会にも毎年1回報告をするし、住民にも報告するしですね、行き詰まったら困るので対策を練ることなんですけれども、私の分析ではですね、市長もたびたび報告しているように、財政評価としてはね、非常にいい結果が出てますわね、例えば経常収支比率についても、今度の決算では86.5%ですね、14市の中では4年間連続豊後高田が財政的には1位となっているんですよ。

私は今度、この新しい法律に基づいて、議会にこういう形で報告した中でですね、実質公債費比率についてですね、全県の資料も出されておりまして、もう豊後高田がこういうことなんで、豊後高田はいい、こういうことでよいんですよ。

あと、早期健全化基準については、こういう基準が示されているけども、高田の場合はこうで問題ないし、実質黒字額による比率についてという問題についてですね、時間がありますので、財政課長が非常に詳しいから、市民に分かる言葉でね、そう市民の皆さん、心配しなくても、佐々木市長が一生懸命いろいろ事業をやっているけれども、財政的には大分県の中で一番いいんですよということが、短い言葉で分かる説明をしていただいたら、市民はありが

9月10日

たいと思いますので、お願いします。

○議長（安東正洋君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 財政の健全化に関するご質疑にお答えします。

財政健全化法により、財政の健全度をチェックする指標として、4つですね、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率がございます。

それぞれの比率には、早期健全化基準というものが設けられておまして、いずれかがその比率を超過すると、財政が黄色信号の状況ということで、財政健全化計画を定めて健全化を図らなければならないという仕組みとなっております。

令和5年度決算では、一般会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計において黒字決算であったため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。赤字はなかったことから、実質黒字額による比率として、マイナスの値を併記の上、報告させていただいております。

また、借入金や職員の退職手当など、市が将来負担すべき金額は、交付税の補填見込額や活用可能な基金残高などの合計額に比べ少ないことから、将来負担比率もございません。

残る実質公債費比率につきましては、借入金の返済などの負担の大きさを示す指標でございまして、当該年度を含む直近3か年の平均値となります。

令和5年度における実質公債費比率は3.8%でございます。これは前年度より0.5ポイント上昇はいたしました。早期健全化基準は25%でございますので、これを大きく下回っております。

なお、提出させていただいた資料でございますように、令和4年度決算に基づく実質公債費比率は3.3%でございまして、県内14市の中では最も良好な低い値でございました。

これら財政の健全度をチェックする4つの指標は、全て問題なく、現時点における本市の財政状況は健全であると考えております。

とはいえ、今後、広域ごみ処理施設整備事業などで、借入金は膨らみ、その返済の負担は確実に増えてまいります。さらに歳入の根幹をなす地方交付税が大きく落ち込むようなことになれば、財政状況が一転することも考えられます。

このようなことから、今後想定される財政負担に耐えられるよう、備えを怠らず、危機感を共有しながら、持続可能な財政運営の確立につなげてまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今、財政課長から非常に分かりやすい報告をいただきましてありがとうございます。

あと一点だけね、時間の関係がありますんでね、実質公債費比率が、豊後高田の場合、前の年の分ですね、まだ全県の公開されていないから、前の年というのは令和4年度なんですけれども、3.3%だ。これが25%を超えた場合には、今後起債事業についていろいろな制約があると思うんですよ。3.3%ですから、これも大分県の中で一番いいと。高いところでは、佐伯市で9.7、津久見市で9.0ですね。高田が一番安く、これも抑えられるということですね。

8年前の市長選挙の時には、随分ね、高田で120億円、永松市長がため込んだけれども、佐々木市長に代わったら全部使ってしまうんじゃないかと言われたけど、そういうことはない。むしろ財政事情もですね、経常収支比率についても4年間連続大分県1位とね、さっきの報告のと通りの状況ですよ。

それで、これはもう答弁いいです。時間がないからね、もう次に行きます。

次は、報第8号についてですが、これも同じ問題で、水道、それから下水道の企業会計についてもですね、この法律に基づいて、議会にも報告をする、住民にも報告をするとなっております。

私が見た範囲ではですね、赤字になってないから、健全財政ということだろうかと思うんですけども、別府市の場合はね、新聞などでご承知のように、水道会計も下水道会計も人口減少などによって収入が減り続けると、施設が老朽化しとるとということで、今回の議会には大幅にですね、水道料金も下水道料金も値上げの議案が出ているんですよ。結果的にどうなるかは分かりませんがね。

よってですね、この水道会計、質疑で出しているのは、水道会計や下水道会計の2つの質疑なんですけども、経営健全化基準について、基準はこういうことなんですけども、豊後高田の場合こういうことなんですけども、別府みたいなことはないですよと、安心して下さいという形が報告していただいたらありがたいんですが、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 上下水道課長、遠江正美君。

○上下水道課長（遠江正美君） 報第8号の水道事業会計及び下水道事業会計の経営健全化基準となる

資金不足比率についてお答えいたします。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの事業の規模に対して資金の不足額がどれくらいあるかという比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示すものであります。

令和5年度の決算に基づく資金不足比率の算定結果については、水道事業会計及び下水道事業会計共に、監査委員の意見書のとおり、資金の不足額がないため数値がなく、経営健全化基準の20%を下回っており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく経営健全化計画の策定が求められる財政収支が不均衡な状況またはその他の財政状況が悪化した状況とは認められなかった、という結果であります。

水道及び下水道は重要なライフラインでありますので、今後も引き続き経営の健全化に努めてまいります。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 再質疑ですけれども、課長の報告したとおりに、今のところ財政は安定して悪化ということではないということなんでね、市民の皆さんも安心すると思うんですけども、まず水道会計のほうでいきますとね、昨年度、水道管の本管工事の漏水問題が起きましたけどね、今回、やっぱり有収率を引き上げるとか、漏水を防ぐということになると、かなり改良工事が要るんで、投資をすることになるのかなという心配なんですけども、これまでと同じような状況で、特別に改良費を増やして、だから水道料金の値上げにつながるということはないと思うんですけども、そういうように確認してよいのかね。やっぱり市民の皆さんは、これだけ物価高騰が続いておりますので、水道料金が別府みたいに上がる、下水道料金が上がったら大変ですのね。しかし、この健全化の報告から見たら、今はそういうことにならんよということを確認してよいのかどうか、教えてください。

○議長（安東正洋君） 上下水道課長、遠江正美君。

○上下水道課長（遠江正美君） 大石議員の再質疑についてお答えします。

今後も、引き続き経営の健全化に努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 下水道についてもね、下水

道についても市民は下水道料金がどうなるか心配なんだけども、今のところ料金改定しなくても、別府みたいに収入減少してるから云々ということはないと、今のところは改定しなくてもやっていけるよということでしょうか。

○議長（安東正洋君） 上下水道課長、遠江正美君。

○上下水道課長（遠江正美君） それでは、大石議員の再々質疑についてお答えします。

下水道につきましても、今後も引き続き経営の健全化に努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安東正洋君） これにて、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第40号議案から第44号議案までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（安東正洋君） 日程第2、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第45号議案、令和5年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について、第46号議案、令和5年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに第47号議案、令和5年度豊後高田市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出の監査委員1名を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第45議案から第47議案までについては、議会選出の監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員会の委員の方々には、本日の会議終了後、決算審査特別委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

○議長（安東正洋君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

9月10日

午前11時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 野 崎 良

豊後高田市議会議員 在 永 恵